職員の給与等の実態調査について

１　調査の目的と時期

この調査は、職員の給与等を検討するため、令和５年４月１日現在における職員の給与等の実態を調査したものである。

２　調査の対象等

地方公務員法第３条にいう一般職の職員について実施した。（ただし、臨時的任用職員、会計年度任用職員及び派遣職員等を除く。）

学歴・年齢・勤続年数については、次のとおりである。

(1) 学歴　大学、短大、高校、中学の４区分に大別した最終学歴である。

(2) 年齢　令５年４月１日現在の満年齢である。

(3) 勤続年数　本務採用時からのものである。ただし、教育職給料表(1)適用者、教育職給料表(2)適用者及び教育職給料表(3)適用者の勤続年数は教職についてからのものである。